

様式第3号（第4条関係）

同意書

私は、嵐山町空き家バンクへの物件の登録を申し込むにあたり、嵐山町空き家バンク設置要綱に定める制度の趣旨等を理解した上で、下記の内容に同意します。

- 1 契約交渉の一切については、嵐山町と公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部（以下「宅建業協会埼玉西部支部」という。）とで締結した、嵐山町空き家バンクへの媒介に関する協定書の内容に従います。
- 2 空き家バンクへ登録した情報（以下「空き家情報」という。）のすべてを町が宅建業協会埼玉西部支部が選任した仲介業者に提供すること。
- 3 登録物件の詳細調査（立入り調査、写真撮影等、物件の確認に必要な調査すべて）を宅建業協会埼玉西部支部が選任した仲介業者が実施すること。
- 4 上記3により、宅建業協会埼玉西部支部が選任した仲介業者が詳細調査した結果のすべてを町に提供すること。
- 5 空き家情報（所有者に関する情報を除く。）及び宅建業協会埼玉西部支部が撮影した物件写真を広く一般に公開すること。
- 6 仲介業者が契約を進める際、相手方に空き家情報を提供すること。
- 7 仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額を支払うこと。
- 8 仲介業者を介して行う交渉並びに契約及び契約成立後の問題等に関して町が一切関与しないこと。
- 9 登録申し込み以降の手続き等は、嵐山町空き家バンク設置要綱の規定によること。

年 月 日

嵐山町長 様

住 所

氏 名

㊞